

万が一、震災が発生した場合の防災対策はしていますか？

○先月、熊本県にて大地震が発生してしまいました。この大地震で思い起こされるのが東日本大震災です。東日本大震災発生当時、運行管理者の業務をしておりましたが、当時、勤務していた運送会社では防災対策を行っておらず、下記のようなことが非常に困りましたので、御社の防災対策としてお役に立てて頂ければと思います。

□ドライバーとの連絡手段

東日本大震災が発生した時刻は午後2時46分で、ドライバーは全員業務中でしたので、地震発生直後、まず行ったのが「安否確認」です。発生直後は繋がっていた電話が30分、1時間、2時間と時間が立つにつれて携帯電話が繋がりにくくなり、ドライバーの状況が把握できなくなりました。ドライバーとの連絡手段を電話のみではなく、災害発生時のみ使用することとして社内でツイッターやLINE等のSNSやメールアドレスを会社で共有して活用することも防災対策として必要になってくると思います。

□燃料の確保

災害発生時に必要とされるのが「トラック輸送」です。東日本大震災当時は日を追うごとに給油所に燃料の供給が間に合わない事態が広がり、燃料を給油するのに何時間も並び、給油所によっては給油できる数量も一台につき50ℓや100ℓまでと数量も限られていきました。運送業務を行うには燃料は必要不可欠なものです。災害時には燃料が不足する可能性がありますので、給油所の場所、営業時間等を把握しておくことが必要だと思います。

防災対策として、下記の資料がございますので参考にしたいと思います。

下記の資料は「一般社団法人 日本物流団体連合会 自然災害時における物流業の*BCP作成ガイドライン」を引用しております。

*BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

2. 本ガイドラインの構成

- 物流事業者の経営環境は、業種や立地、事業規模や荷主等により様々に異なるため、BCPを作成するに当たって、例えば一定の雛形をアレンジすることだけでは難しいと考えられます。
- そこで、各事業者では、自社の状況に応じたBCPを作成することが必要となります。その作成の際の参考書として、手順とポイントを示したものが、本ガイドラインです。
- 本ガイドラインの構成は、以下の通りです。

自然災害時における物流業のBCP作成ガイドライン

1. 物流業における自然災害時のBCPの考え方

2. BCP作成のポイント

ポイント1：防災対策～事前の予防・被害緩和（減災）対策～

- ①ハザードマップ（最新版）等で事業所や施設の危険度を把握
- ②必要に応じた防災対策（耐震・浸水・荷崩れ防止等）を実施
- ③構内・事務所の整理・整頓
- ④消火器、救急用品、避難・救難機材の準備
- ⑤備蓄（食料・飲料水・毛布・救急用資機材等 最低3日分）の実施
- ⑥通信手段の多重化
- ⑦データのバックアップ
- ⑧事務所・車両・倉庫など重要代替拠点・設備の確保

ポイント2：発災直後の措置

- ①避難【人命が最優先】
- ②発災報告・災害対策本部の設置・BCPの発動
- ③安否確認
- ④被害把握（建物・車両等）
- ⑤社内報告
- ⑥従業員招集
- ⑦関係先への連絡（顧客・行政・業界団体）
- ⑧社内での応援・支援体制の整備
- ⑨業務復旧

ポイント3：復旧対策の実行

- ①重要業務・物流サービス提供の優先順位の設定
- ②燃料確保
- ③施設の復旧
- ④その他物流現場での工夫
- ⑤資金対策

ポイント4：平時からの準備

- ①「想定外」を「想定」する（リスクマネジメント）
- ②定期的な訓練や復旧実施を継続する
- ③BCPの継続的な見直し

ご相談、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

□ 行政書士福田事務所 代表 福田義信 TEL：044-299-9731

□ 行政書士法人シグマ 代表社員 阪本浩毅 TEL：03-6868-7256（銀座オフィス）